「港湾を兵站基地にするな！」「港湾労働者と戦争を考える」

4月18日に第4回中央港湾団交が再開され、ギリギリのところで4月21日・日曜ストライキを解除した。まだまだ要求課題が残るなかで特に「特定利用港湾の指定について」日港協は高度な政治的課題であるとのことから（要旨概略）回答をいったんは行おうとしたが突如白紙撤回したのである。

我々の根本的な考え方は当然のことながら反戦第一主義であり、港湾の軍事利用はあってはならないとした考え方にたっている。しかしそこには業側のいう政治的思想ではなく港湾労働者の生命と暮らしの存亡が掛かっているから故の要求であるのはいうまでもない。

時には、我々港湾労働者の考え方にたった各政党との懇談や申入れは当然のことながら戦略的見地にたって取り組みを進めてきた。

このことからも我々の要求は、①港湾労使は、政府の進める「特定利用港湾」の施策によって、日米の艦船や海保の船が訓練も含めて当該指定港を利用することが可能になり、港湾運送や港湾荷役作業に負の影響（民業圧迫）が発生することを深く憂慮する。②本政府施策に伴う、自衛隊や海保の訓練をはじめとした艦船などの入港・バース利用にあたっては、従来通り事前協議を行う。③港湾労使は、「特定利用港湾」の施策が、港湾労働者の安全・安心が阻害されることが想定されるとの認識を共有し、その懸念が払拭されるようあらゆる努力をし、政府にも提言し是正を求める。とした内容となっている。

我々はあくまでも港湾労働者の雇用と就労ひいては港運事業者の業域確保、そしてなによりも港湾労働者が『普通に仕事に従事できる環境』を維持しようとしているだけである。しかし政府による本施策は港湾を軍事訓練等の場（軍事利用の場）と化そうとしているのであり、我々が働く職場が艦船等により追いやられようとしているのである。仮にも我々の職場が軍事利用によって追いやられたとき誰がどのようにして我々の雇用と就労を担保するのか!? そして港湾が兵站基地化となったとき我々港湾労働者の生命の保障は誰が講じるのか!? しかし一方で国は戦争ができる国を目指すべくひたすら破滅の道を走り続けるのみである。

いま、次回団交に向けた取り組み、即ち日港協に我々の要求に対し正しい回答をさせることが当面の我々の使命であると痛感している。

（全国港湾委員長代行・日港労連委員長　竹内　一）

リレー随筆「ゴルフの魅力」

読者の皆様、こんにちは。全国港湾教宣部員の小島と申します。所属単組は全倉運です。

今回は私の趣味であるゴルフについてお話したいと思います。

読者の皆様はゴルフに対するイメージはどのようなものをお持ちでしょうか。金持ちのスポーツ、おじさんくさい、などなど、あまりポジティブなイメージがない方が多いのではないでしょうか。かくいう私も去年まではそうでした。

しかし、最近ゴルフがいかに素晴らしいスポーツか気づきましたので、その魅力をお伝えいたします。

ゴルフの魅力1点目ですが、「確かな成長を感じられる」という点です。ゴルフは止まっている球を打つスポーツなので、練習にいけばいくだけ上手くなります。また明確にスコアが出るため、ベストが1打縮まるたびに着実に成長を実感できます。対戦相手に左右されず、風・雨などの自然現象や視覚から入ってくる情報を整理し、あとは練習してきたスイングを実際にするだけ。これがうまく出来ていいスコアがでると何ともいえない成長の実感があります。

次に2点目ですが、「大自然を感じられる」という点です。大体のスポーツでは、大自然の中で歩きながらプレーするということはありません。晴れた日のゴルフ場を歩きながら、ナイスショットを打つ。これ以上の贅沢はありません。特に夏の早朝のゴルフは最高に気持ちがいいです。

最後に、「健康にいい」という点です。

ゴルフはサッカーやバスケのように激しく動くことはありませんが、1日ラウンドを回ると1万歩以上歩くことになります。これは医者が推奨する1日の歩数を超えており、脂肪燃焼が期待できます。

このように、ゴルフにはお金と時間がかかるというデメリットを差し引いてもあまりある魅力がたくさんあります。他にもお伝えしたい点があるのですが、字数の都合であきらめます。皆さん是非ゴルフをしてみてはいかがでしょうか。

次回は、教宣部員の藤木さんです。それではみなさん、さようなら。

ITFフォトコンテスト

ITFは、交通運輸労働者の日常や体験を垣間見ることができる写真を求めています。コンテストは、交通運輸部門の労働者、女性・青年労働者を募集対象としています。

5月1日応募開始、8月12日応募締め切りで1等から3等、佳作と一般投票賞に賞金が出ます。ふるって応募をお待ちしています。

詳細は、全国港湾本部事務局までお問い合わせを！（全国港湾メール・アドレス：info@zenkoku-kouwan.jp）

〈お知らせ〉

港湾労働セミナーは、次世代の若手の組合活動家の育成を目的に第17回のセミナーを開催することになりました。

開催の日程は、6月18日午後から20日午前まで3日間を予定し、各単組、各地区港湾へ募集を呼びかけて80名程度を見込んでいます。

4月中旬より各単組、各地区へ参加者の募集を行っています。

奮ってご参加をお願いします。

こくみん共済 coop

港湾産別協定㊷

今回は、安全の課題の最後の規定、労働災害補償になります。仕事中や通勤途上で事故があった場合、労働基準法や労災保険法で災害の等級（死亡時・1級～14級）に応じた補償給付額が定められています。死亡事故の場合、ご遺族が3人（妻・子2人）であれば平均賃金の223日分となります。平均賃金とは、1ヶ月の賃金を30日で割ります。賃金が30万円の場合は、1日分は1万円で、先の例だと223万円です。字の程度では、ご遺族の生活再建も困難で、重大災害1級では313日分ですから「補償」といえるレベルではありません。したがって、企業内上積補償を制度化し、生活再建や傷病治療の間の賃金補償の措置をしてきました。各単組や企業内労使協定で、死亡時災害で4000万円と、災害1級～3級で4000万円、以下4級～14級までの補償制度ができています。これを、産別制度として確立していこうというのが第52条です。

第52条　労働災害補償制度

全国規模における労働災害補償制度の確立について、労使双方合意し、その実現を図るために努力する。また、当面の措置としては、現行各企業補償額の引き上げについて労使努力する。

この協定は、今から50年前、全国港湾が誕生して2年後の1974年（昭和49年）の協定です。協定化以来、「実現を図るために努力」し、「各企業補償額の引き上げ」に努力が続けられ、前記の到達に至っています。全国港湾が、改めて産別制度として一定水準まで引き上げて「産別制度として確立」するために要求化したのが16年春闘で、その時は「安全専門委員会で協議する」として、その後は、労使政策委員会での実態調査やワーキンググループで「進捗を検証する」など様々な角度から産別制度の確立への努力を重ねています。この制度を使わないこと、つまり「災害ゼロ」がベストであることに間違いないのですが、減少傾向にあるとはいえ災害はあります。また、万が一の備えとして必要な制度であっても、その水準は決して十分とは言えません。引き続き、産別はもとより、各単組・職場での補償の充実が求められています。

続いて、福利厚生に関する53条と54条に進みます。原文を紹介します。

第53条　住宅・保養施設

労使双方は、各港に港湾労働者の住宅及び労働者とその家族の保養を目的とした保養施設を早急に建設する方向で努力する。

第54条　各埠頭の休憩施設等

労使双方は、各港の各埠頭に休憩施設及びその他必要な諸施設を建設するための必要な努力を行う。

この二つの協定も、1974年（昭和49年）の協定です。私たちが、普段利用している「単身者用・世帯用の港湾住宅」や、豊橋市にあるプールやテニスコートを併設した「シーパレス」という保養施設、各港にある「港湾労働者福利厚生センター」も、この協定に沿ったものです。

これらの福利厚生事業には、各港での戦前からの関係者・港運事業者の並々ならぬ努力と行政の対応、拠出金制度や福利厚生協会の設立やその役割などの歴史がありますが、各港での違いはありますが、社会事業団体や宗教団体が簡易宿泊所を運営していたことが初期の港湾での厚生事業とされています。日本初の港湾厚生団体は1924年に誕生した「横浜沖仲士共済会」です。労使が共同して運営されていたところが特徴です。1942年には港運を所管していた逓信省が軍部の要請で中央に「港湾労務者援護協会」が設立し、各港に同主旨に基づく「改善協会」が組織されます。ただし、ここには「軍需用品輸送確保」という目的があったようです。そして、戦後も各港の事業団体（改善協会など）は給食や住宅事業を続け、運輸省（当時）も1960年には福利基金（5円／トン）を付加料金として設定します。その後、1963年に各地区の福利厚生事業団体を統合して日本港湾福利厚生協会（日港福）が誕生し、現在の福利厚生事業を展開していくことになります。同時に、日本経済にとって港湾運送の安定化が重要とのことから、政府の諮問に対し、港湾労働者の福利・安定雇用が不可欠との答申が1964年に出されます（所謂3・3答申）。ここには、常用化・生活の安定と福祉・労働条件の向上・必要な諸施設の充実が謳い込まれます。福利基金を原資に、中央・地区での福利厚生事業が旺盛に展開され、先に触れた保養所や福祉センターが誕生していくことになります。

53・54条はこうした動きを背景にしたもので、条文にあるように「労使の努力」を裏付けるように、日港福の運営は、労使が参画する理事会が執行しています。